

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月10日
【発行者名】	S B I アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	蝶野 善一
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞ （愛称：jrevive＜DC年金＞）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>（愛称：jrevive<DC年金>）

（以下「本ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

（i）基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（ii）基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

（５）【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動継続投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2025年7月11日（金曜日）から2026年1月9日（金曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が、別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込みの方法等

（i） 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

※受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

（ii） 本ファンドは、収益分配金を無手数料で再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込みに際しては、販売会社との間で「自動継続投資約款」（名称の如何を問わず、収益分配金の再投資を目的とする取得申込者と販売会社との間の契約を含みます。）に基づき収益分配金の再投資にかかる契約を締結していただきます。

② 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

本ファンドは、この投資信託は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、中小型割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信		株式
	国内	債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式・中小型株））
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券	（隔月）	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ
クレジット	（ ）	中近東	
属性		（中東）	
（高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産 （投資信託証券（株式・ 中小型株））※			
資産複合 （ ）			

※ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式・中小型株」です。

属性区分の定義

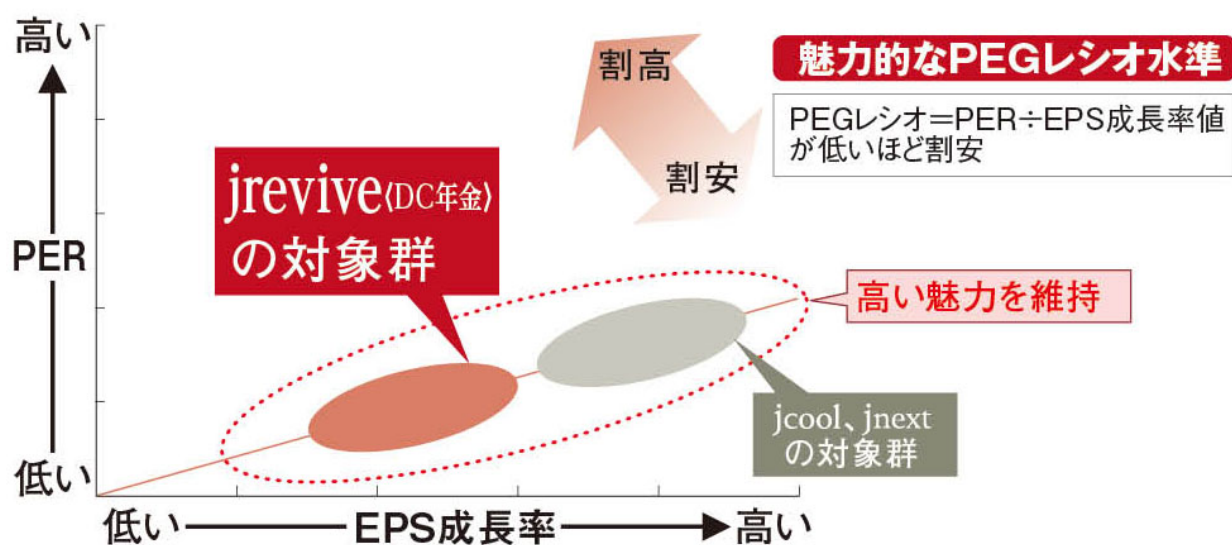
該当区分	区分の定義
その他の資産 （投資信託証券（株式・ 中小型株））	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券（株式・中小型株）です。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

③ 信託金の限度額

- ・ 上限1,000億円
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

- 株価が下落した銘柄から財務安定性に優れ、業績も安定しており、わが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。



図はあくまでも目標のイメージ図であり、将来の運用成長度を保証するものではありません。

ジェイクール (jcool)、ジェイネクスト (jnext)は、本ファンド同様にエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社が投資助言を行い、SBIアセットマネジメント株式会社が設定・運用を行っている追加型株式投資信託です。

- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社[※]より投資に関する助言を受けて運用します。

《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

設立	2001年12月4日 関東財務局長(金商)第641号
助言資産	1,289億円(2024年12月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

※2026年1月1日に、UBPインベストマネジメント株式会社に社名変更する予定です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

③ 委託会社の概況（2025年4月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBI AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBI AMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

2022年 8月 1日 SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

2023年 4月 1日 SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の運用ができない場合があります。
- ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

※ エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社

- ・ 本ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。
- ・ 革新的な成長企業を中心とした調査・分析・投資助言に特化した、独立系の投資顧問会社です。

《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

設立	2001年12月4日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第641号
助言資産	1,289億円（2024年12月末現在）
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

※2026年1月1日に、UBPインベストマネジメント株式会社に社名変更する予定です。

(参考)マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を ①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群 の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

《助言銘柄選定のプロセス》

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



※ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式に投資します。

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 金銭債権（1. 及び2. に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 運用の指図範囲等(信託約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された中小型割安成長株・マザーファンド受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに13. の証券のうち投資法人債券ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12. 及び13. の証券（投資法人債券は除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第16条3項）

（3）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

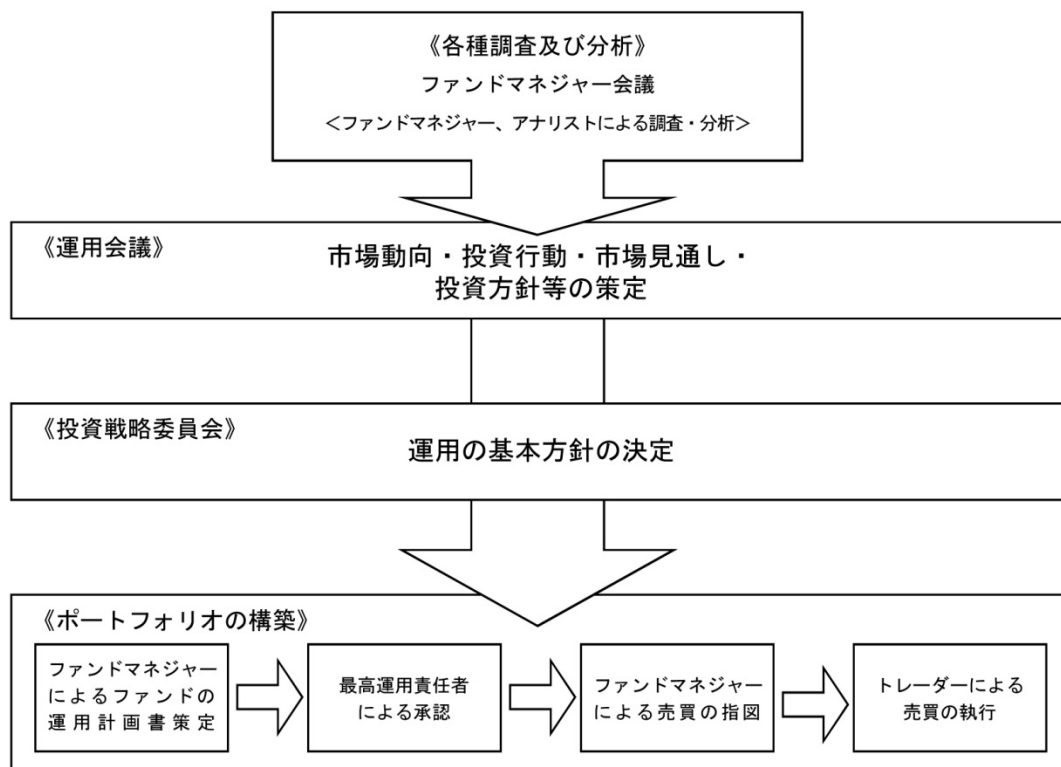
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回（原則として４月１０日。ただし休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (iii) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (iv) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (v) 外貨建資産への投資は行いません。
- (vi) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(ii) 同一銘柄の株式への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (v) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(イ)、(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第29条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ 信用リスク
投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

《その他留意点》

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

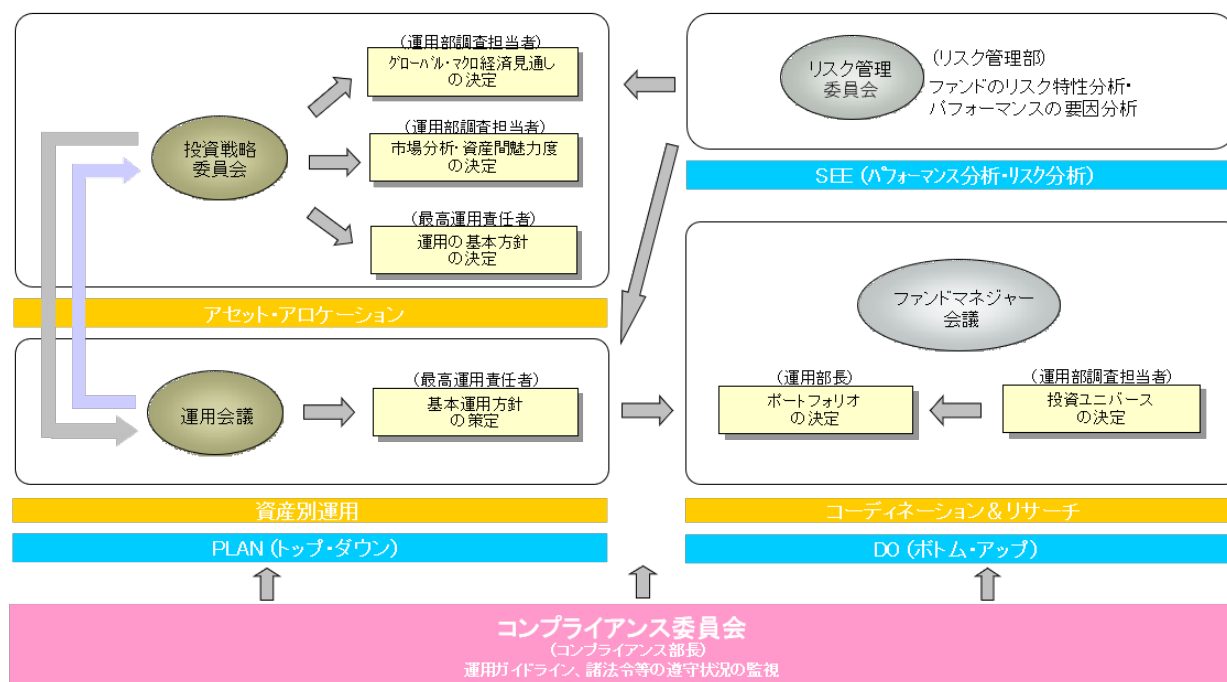
《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

<参考情報>

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年5月～2025年4月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年5月～2025年4月



* 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.65%（税抜：年1.50%）の率を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として毎日計上されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分（税抜）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.86%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.59%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

・委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬が支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他、次の諸費用
 - （i）有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
 - （ii）目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - （iii）運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - （iv）ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - （v）信託財産にかかる監査報酬

上記⑥の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑤の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

また、当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2025年4月末現在のものです。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：j r e v i v e＜DC年金＞】

(1)【投資状況】

(2025年 4月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	10,627,710,154	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△9,368,175	△0.09
合計(純資産総額)		10,618,341,979	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年 4月30日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	中小型割安成長株・マザーファン ド	1,451,377,283	6.9840	10,136,418,945	7.3225	10,627,710,154	100.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2025年 4月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.09
合 計	100.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年 4月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2017年 4月10日)	394,146,495	394,146,495	12,016	12,016
第2計算期間末 (2018年 4月10日)	4,252,753,024	4,252,753,024	16,957	16,957
第3計算期間末 (2019年 4月10日)	4,135,839,525	4,135,839,525	14,003	14,003
第4計算期間末 (2020年 4月10日)	4,051,006,145	4,051,006,145	12,353	12,353
第5計算期間末 (2021年 4月12日)	6,323,877,624	6,323,877,624	18,501	18,501
第6計算期間末 (2022年 4月11日)	6,400,349,868	6,400,349,868	16,427	16,427
第7計算期間末 (2023年 4月10日)	7,259,155,325	7,259,155,325	16,559	16,559
第8計算期間末 (2024年 4月10日)	9,868,233,586	9,868,233,586	20,302	20,302
第9計算期間末 (2025年 4月10日)	10,006,647,666	10,006,647,666	18,977	18,977
2024年 4月末日	9,729,639,587	—	19,783	—
5月末日	9,784,086,238	—	19,796	—
6月末日	10,292,340,941	—	20,723	—
7月末日	10,344,238,289	—	20,618	—
8月末日	10,047,900,415	—	19,781	—
9月末日	10,101,294,743	—	19,693	—
10月末日	10,162,825,707	—	19,746	—
11月末日	10,500,243,126	—	20,356	—
12月末日	10,783,596,385	—	20,831	—
2025年 1月末日	10,587,143,813	—	20,336	—
2月末日	10,368,919,334	—	19,800	—
3月末日	10,497,930,462	—	19,893	—
4月末日	10,618,341,979	—	19,881	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月10日	0
第2計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	0
第3計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	0
第4計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	0
第5計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	0
第6計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	0
第7計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	0
第8計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	0
第9計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
---	------	---------

第1計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月10日	20.16
第2計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	41.12
第3計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	△17.42
第4計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	△11.78
第5計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	49.77
第6計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	△11.21
第7計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	0.80
第8計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	22.60
第9計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	△6.53

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月10日	450,392,690	122,370,374	328,022,316
第2計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	3,176,420,466	996,520,562	2,507,922,220
第3計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	1,828,882,785	1,383,305,459	2,953,499,546
第4計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	1,573,480,953	1,247,620,231	3,279,360,268
第5計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	1,348,982,181	1,210,211,454	3,418,130,995
第6計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	1,272,148,305	794,028,123	3,896,251,177
第7計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	1,166,566,322	678,980,896	4,383,836,603
第8計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	1,447,694,510	970,838,154	4,860,692,959
第9計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	1,225,612,207	813,386,505	5,272,918,661

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

中小型割安成長株・マザーファンド

投資状況

(2025年 4月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	48,773,413,900	96.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,582,798,384	3.14
合計(純資産総額)		50,356,212,284	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 4月30日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	業種	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	エレコム	電気機器	1,040,000	1,607.68	1,671,997,462	1,678.00	1,745,120,000	3.47
日本	株式	レック	化学	1,370,000	1,103.64	1,511,986,800	1,257.00	1,722,090,000	3.42
日本	株式	ドウシシャ	卸売業	767,000	2,280.16	1,748,883,855	2,241.00	1,718,847,000	3.41
日本	株式	ZACROS	化学	432,000	4,362.92	1,884,785,251	3,960.00	1,710,720,000	3.40
日本	株式	サトー	機械	798,000	2,131.84	1,701,210,473	2,062.00	1,645,476,000	3.27
日本	株式	扶桑化学工業	化学	437,000	3,710.31	1,621,409,365	3,460.00	1,512,020,000	3.00
日本	株式	JCU	化学	475,000	3,644.56	1,731,167,991	3,150.00	1,496,250,000	2.97
日本	株式	東京精密	精密機器	187,000	9,277.90	1,734,968,848	7,970.00	1,490,390,000	2.96
日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	315,000	5,089.21	1,603,103,952	4,545.00	1,431,675,000	2.84
日本	株式	デジタルアーツ	情報・通 信業	200,000	4,925.84	985,168,000	7,060.00	1,412,000,000	2.80
日本	株式	SBSホールディングス	陸運業	475,000	2,716.45	1,290,313,854	2,860.00	1,358,500,000	2.70
日本	株式	エフアンドエム	サービ ス業	620,000	1,675.74	1,038,958,800	2,149.00	1,332,380,000	2.65
日本	株式	ニチハ	ガラス・ 土石製品	444,000	3,016.75	1,339,440,976	2,899.00	1,287,156,000	2.56
日本	株式	ヨコオ	電気機器	1,050,000	1,704.82	1,790,069,882	1,224.00	1,285,200,000	2.55
日本	株式	ダイセキ	サービ ス業	350,000	3,630.70	1,270,747,216	3,650.00	1,277,500,000	2.54
日本	株式	日本アクア	建設業	1,700,000	824.34	1,401,378,000	743.00	1,263,100,000	2.51
日本	株式	オロ	情報・通 信業	508,200	2,456.05	1,248,166,381	2,390.00	1,214,598,000	2.41
日本	株式	木村工機	機械	120,400	5,919.44	712,700,669	10,000.00	1,204,000,000	2.39
日本	株式	デクセリアルズ	化学	710,600	2,093.36	1,487,547,108	1,674.00	1,189,544,400	2.36
日本	株式	富士製薬工業	医薬品	870,000	1,403.65	1,221,177,054	1,366.00	1,188,420,000	2.36
日本	株式	シェアリングテクノロジー	情報・通 信業	1,000,000	1,023.42	1,023,421,138	1,138.00	1,138,000,000	2.26
日本	株式	コーセル	電気機器	1,010,000	1,106.35	1,117,417,355	1,075.00	1,085,750,000	2.16
日本	株式	スター・マイカ・ホール ディングス	不動産業	1,090,000	878.98	958,090,489	972.00	1,059,480,000	2.10
日本	株式	カープスホールディングス	サービ ス業	1,480,000	790.09	1,169,347,327	686.00	1,015,280,000	2.02
日本	株式	松風	精密機器	440,000	2,317.98	1,019,913,237	2,183.00	960,520,000	1.91
日本	株式	船井総研ホールディングス	サービ ス業	420,000	2,234.57	938,519,400	2,280.00	957,600,000	1.90
日本	株式	サムコ	機械	390,000	3,918.65	1,528,273,505	2,382.00	928,980,000	1.84
日本	株式	NISSOホールディング ス	サービ ス業	1,330,000	823.31	1,095,002,300	689.00	916,370,000	1.82
日本	株式	ニッポン高度紙工業	パルプ・ 紙	510,000	2,116.95	1,079,646,225	1,779.00	907,290,000	1.80
日本	株式	大塚商会	情報・通 信業	270,000	3,326.78	898,230,600	3,171.00	856,170,000	1.70

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 4月30日現在)

種 類	業 種	投資比率 (%)
-----	-----	----------

株式	建設業	2.51
	パルプ・紙	1.80
	化学	15.15
	医薬品	3.14
	ガラス・土石製品	2.56
	機械	15.36
	電気機器	10.84
	精密機器	4.87
	その他製品	1.38
	陸運業	2.70
	情報・通信業	12.00
	卸売業	6.23
	小売業	1.89
	その他金融業	1.58
	不動産業	2.10
	サービス業	12.74
合 計		96.86

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考情報>

運用実績

基準価額・純資産の推移

（基準日：2025年4月30日）

（設定日（2016年4月21日）～2025年4月30日）



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額（1万口当たり）	19,881円
純資産総額	106.18億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第5期（2021年4月12日）	0円
第6期（2022年4月11日）	0円
第7期（2023年4月10日）	0円
第8期（2024年4月10日）	0円
第9期（2025年4月10日）	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.09%
現金等	-0.09%
合計	100.0%

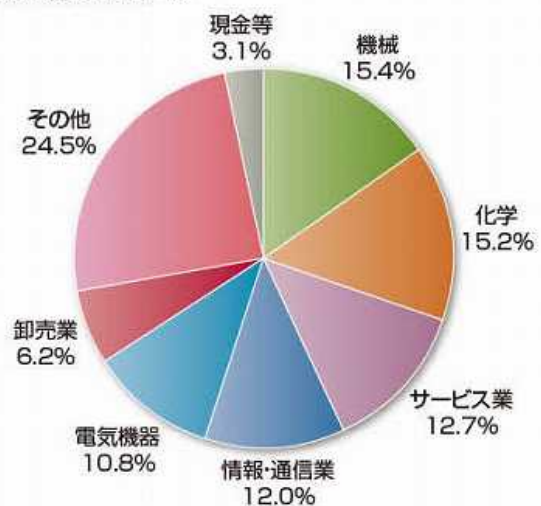
主要な資産の状況（マザーファンド）

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

	銘柄	業種	組入比率
1	エレコム	電気機器	3.5%
2	レック	化学	3.4%
3	ドウシシャ	卸売業	3.4%
4	ZACROS	化学	3.4%
5	サトー	機械	3.3%
6	扶桑化学工業	化学	3.0%
7	JCU	化学	3.0%
8	東京精密	精密機器	3.0%
9	日精イー・エス・ビー機械	機械	2.8%
10	デジタルアーツ	情報・通信業	2.8%

《業種別構成比率》



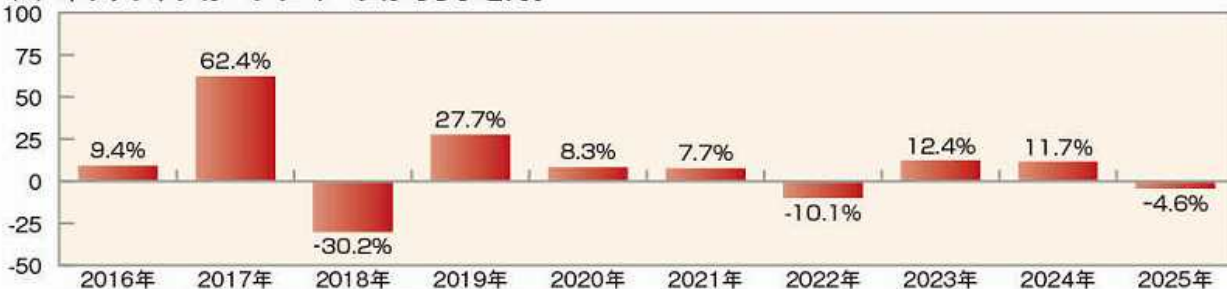
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

マザーファンド	
国内株式	96.9%
現金等	3.1%
合計	100.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

（%）本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2016年は設定日2016年4月21日から年末まで、2025年は年初から4月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年4月11日～2025年4月10日です。

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.67%	1.66%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までとなります。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(ii)お申込単位

最低単位を1円または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(iii)お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(iv)お申込手数料

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動継続投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条8項第3項に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時30分までとなります。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

b. 換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

c. 換金価額

換金申込受付日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)を控除した価額となります。

基準価額については、上記b.の照会先においてもご確認ください。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（i）基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（ii）主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

（iii）基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

（2）【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2016年4月21日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は原則として、毎年4月11日から翌年4月10日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（i）信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約（助言契約）が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ③ 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前記③の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 前記③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記③から⑤までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

（ii）その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「（iii）約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(vii) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末（毎年4月10日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動継続投資約款に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
- ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払を開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：j r e v i v e＜DC年金＞

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年4月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：j r e v i v e＜DC年金＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年4月10日現在	第9期 2025年4月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,091	22,770
親投資信託受益証券	9,944,785,038	10,093,135,276
未収入金	11,690,000	55,430,000
流動資産合計	9,956,499,129	10,148,588,046
資産合計	9,956,499,129	10,148,588,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,679,207	55,418,062
未払受託者報酬	2,533,408	2,863,814
未払委託者報酬	73,468,608	83,050,534
その他未払費用	584,320	607,970
流動負債合計	88,265,543	141,940,380
負債合計	88,265,543	141,940,380
純資産の部		
元本等		
元本	4,860,692,959	5,272,918,661
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,007,540,627	4,733,729,005
（分配準備積立金）	1,698,704,635	1,541,728,473
元本等合計	9,868,233,586	10,006,647,666
純資産合計	9,868,233,586	10,006,647,666
負債純資産合計	9,956,499,129	10,148,588,046

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 2023年4月11日 至 2024年4月10日	第9期 自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,873,993,358	△524,629,762
営業収益合計	1,873,993,358	△524,629,762
営業費用		
支払利息	4,538	-
受託者報酬	4,816,530	5,595,778
委託者報酬	139,679,084	162,277,296
その他費用	1,312,245	1,390,345
営業費用合計	145,812,397	169,263,419
営業利益又は営業損失（△）	1,728,180,961	△693,893,181
経常利益又は経常損失（△）	1,728,180,961	△693,893,181
当期純利益又は当期純損失（△）	1,728,180,961	△693,893,181
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	189,307,264	△30,645,839
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,875,318,722	5,007,540,627
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,254,990,171	1,219,734,430
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,254,990,171	1,219,734,430
剰余金減少額又は欠損金増加額	661,641,963	830,298,710
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	661,641,963	830,298,710
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,007,540,627	4,733,729,005

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月11日から翌年4月10日までとしております。当計算期間は2024年4月11日から2025年4月10日までとしております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 2024年4月10日現在	第9期 2025年4月10日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,860,692,959口	5,272,918,661口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.0302円 (20,302円)	1.8977円 (18,977円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2023年4月11日 至 2024年4月10日			第9期 自 2024年4月11日 至 2025年4月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	189,411,534円	費用控除後の配当等収益額	A	89,896,103円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	832,747,363円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	3,308,835,992円	収益調整金額	C	3,192,000,532円
分配準備積立金額	D	676,545,738円	分配準備積立金額	D	1,451,832,370円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,007,540,627円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,733,729,005円
当ファンドの期末残存口数	F	4,860,692,959口	当ファンドの期末残存口数	F	5,272,918,661口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	10,302円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	8,977円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円
2. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。			—		

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 自 2023年4月11日 至 2024年4月10日	第9期 自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カウンターリスク等にさらされております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 2024年4月10日現在	第9期 2025年4月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2023年4月11日 至 2024年4月10日	第9期 自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1,677,358,614	△489,806,479
合計	1,677,358,614	△489,806,479

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第8期 自 2023年4月11日 至 2024年4月10日	第9期 自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,383,836,603円	4,860,692,959円
期中追加設定元本額	1,447,694,510円	1,225,612,207円
期中一部解約元本額	970,838,154円	813,386,505円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	中小型割安成長株・マザーファンド	1,445,283,207	10,093,135,276	
合計		1,445,283,207	10,093,135,276	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：jrevive＜DC年金＞）は、「中小型割安成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年4月10日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

中小型割安成長株・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年4月10日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,851,425,507
株式	46,406,874,400
未収入金	159,597,085
未収配当金	538,555,800
未収利息	27,342
流動資産合計	49,956,480,134
資産合計	49,956,480,134
負債の部	
流動負債	
未払金	1,915,626,036
未払解約金	71,420,000
流動負債合計	1,987,046,036
負債合計	1,987,046,036
純資産の部	
元本等	
元本	6,868,953,524
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	41,100,480,574
元本等合計	47,969,434,098
純資産合計	47,969,434,098
負債純資産合計	49,956,480,134

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年4月10日現在
1. 計算日における受益権の総数	6,868,953,524口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	6.9835円 (69,835円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年4月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年4月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△4,820,603,694
合計	△4,820,603,694

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年4月11日 至 2025年4月10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	6,496,597,370円
期中追加設定元本額	1,291,449,228円
期中一部解約元本額	919,093,074円
期末元本額	6,868,953,524円
元本の内訳※	
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（愛称：j r e v i v e）	567,709,709円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）	155,603,195円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：j r e v i v e II	1,413,086,775円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 分配型（適格機関投資家専用）（愛称：j r e v i v e－分配型）	359,292,206円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：j r e v i v e＜DC年金＞	1,445,283,207円
SBI／FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）	2,927,978,432円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本アクア	1,760,000	738.00	1,298,880,000	
ニッポン高度紙工業	510,000	1,532.00	781,320,000	
扶桑化学工業	437,000	3,290.00	1,437,730,000	
J C U	475,000	3,135.00	1,489,125,000	
デクセリアルズ	540,000	1,610.50	869,670,000	
レック	1,420,000	1,209.00	1,716,780,000	
Z A C R O S	432,000	3,840.00	1,658,880,000	
キッセイ薬品工業	105,000	3,675.00	385,875,000	
富士製薬工業	870,000	1,306.00	1,136,220,000	
ニチハ	438,000	2,904.00	1,271,952,000	
エスティック	490,000	826.00	404,740,000	
木村工機	108,800	7,860.00	855,168,000	
エヌ・ピー・シー	1,070,000	731.00	782,170,000	
日精エー・エス・ビー機械	307,000	4,480.00	1,375,360,000	
サトー	798,000	1,995.00	1,592,010,000	
オカダアイヨン	410,000	1,781.00	730,210,000	
サムコ	390,000	2,215.00	863,850,000	
ホシザキ	90,000	5,878.00	529,020,000	
寺崎電気産業	195,000	1,930.00	376,350,000	
M C J	825,000	1,230.00	1,014,750,000	
エレコム	1,040,000	1,586.00	1,649,440,000	
ヨコオ	960,000	1,150.00	1,104,000,000	
古野電気	105,000	2,352.00	246,960,000	
コーセル	890,000	1,010.00	898,900,000	
東京精密	187,000	7,353.00	1,375,011,000	
松風	440,000	2,073.00	912,120,000	
中本パックス	410,000	1,622.00	665,020,000	
S B Sホールディングス	475,000	2,850.00	1,353,750,000	
デジタルアーツ	210,000	6,580.00	1,381,800,000	
ファインデックス	930,000	680.00	632,400,000	

オロ	508,200	2,334.00	1,186,138,800	
ユーザーローカル	461,000	1,521.00	701,181,000	
シェアリングテクノロジー	757,000	1,031.00	780,467,000	
大塚商会	270,000	3,076.00	830,520,000	
あい ホールディングス	270,000	2,018.00	544,860,000	
アセンテック	680,000	1,081.00	735,080,000	
ドウシシャ	767,000	2,165.00	1,660,555,000	
コメ兵ホールディングス	175,000	2,776.00	485,800,000	
サイゼリヤ	98,000	3,990.00	391,020,000	
イー・ギャランティ	550,000	1,708.00	939,400,000	
スター・マイカ・ホールディングス	840,000	901.00	756,840,000	
エフアンドエム	632,200	2,117.00	1,338,367,400	
シンメンテホールディングス	1,020,000	772.00	787,440,000	
神戸天然物化学	48,100	982.00	47,234,200	
キュービーネットホールディングス	410,000	1,063.00	435,830,000	
カーブスホールディングス	1,480,000	646.00	956,080,000	
NISSOホールディングス	1,530,000	660.00	1,009,800,000	
船井総研ホールディングス	420,000	2,250.00	945,000,000	
ダイセキ	305,000	3,560.00	1,085,800,000	
合 計	28,539,300		46,406,874,400	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2025年4月30日現在
I 資産総額	10,638,456,879円
II 負債総額	20,114,900円
III 純資産総額（I－II）	10,618,341,979円
IV 発行済口数	5,340,885,415口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9881円
（1万口当たり純資産額）	（19,881円）

（参考）

中小型割安成長株・マザーファンド

純資産額計算書

	2025年4月30日現在
I 資産総額	50,530,499,649円
II 負債総額	174,287,365円
III 純資産総額（I－II）	50,356,212,284円
IV 発行済口数	6,876,869,706口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.3225円
（1万口当たり純資産額）	（73,225円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2025年4月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年4月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年4月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	267	4,210,190
単位型株式投資信託	539	1,480,433
単位型公社債投資信託	70	134,023
合計	876	5,824,646

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	※2 4,500,000	※2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	※2 20,429	※2 12,096
その他	43,335	23,470
流動資産合計	7,433,929	9,111,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 26,047	※1 31,251
器具備品	※1 3,930	※1 6,311
有形固定資産合計	29,977	37,563
無形固定資産		
商標権	1,860	1,798
ソフトウェア	194,084	148,358
その他	67	67
無形固定資産合計	196,011	150,224
投資その他の資産		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
投資その他の資産合計	858,197	727,081
固定資産合計	1,084,186	914,868
繰延資産		
株式交付費	1,632	247
繰延資産合計	1,632	247
資産合計	8,519,748	10,026,837

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等	—	121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	△63	△63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	△56,889
評価・換算差額等合計	18,737	△56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	※1 6,660,596	※1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		
給料	530,816	542,033
役員報酬	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費	—	62
寄付金	1,637	—
旅費交通費	2,623	2,960
租税公課	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費	※2 637,135	※2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	※2 53,147	※2 75,764
受取配当金	1,250	—
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益	—	1,324
雑収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	—
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損	—	522
特別損失合計	—	522

税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	△18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,113,782	1,113,782	—	1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	△63	8,047,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△75,627	△75,627	△75,627
当期変動額合計	△75,627	△75,627	1,038,155
当期末残高	△56,889	△56,889	7,991,074

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。
運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 12,573千円 器具備品 6,916千円 合計 19,490千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 15,880千円 器具備品 8,036千円 合計 23,916千円
※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,500,000千円 その他流動資産 954千円 合計 4,500,954千円	※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,700,000千円 その他流動資産 772千円 合計 4,700,772千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経営管理報酬 607,052千円 関係会社からの受取利息 48,341千円	経営管理報酬 597,599千円 関係会社からの受取利息 67,395千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	—	—	1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制**① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理**

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	—
資産計	562,202	562,202	—

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,700,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,604,874	—	—	—
未収運用受託報酬	12,096	—	—	—
合計	9,036,520	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	562,202	—	562,202
資産計	—	562,202	—	562,202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2024年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	559,258	643,200	△83,941
	小計	559,258	643,200	△83,941
合計		562,202	645,277	△83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	125,687	49,100	—
合計	125,687	49,100	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）23,640千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）12,280千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）8,404千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>714千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>12,489</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,662</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>6,300</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>29,896</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>195</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>56,258</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>56,258</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>47,988</td></tr> </table>	電話加入権	714千円	投資有価証券評価損	12,489	未払事業税	6,662	その他未払税金	6,300	未払金	29,896	その他	195	繰延税金資産小計	56,258	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	56,258	その他有価証券評価差額金	8,269	繰延税金負債合計	8,269	繰延税金資産の純額	47,988	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>735千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>164</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>12,733</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>7,367</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>53,911</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>26,197</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>97</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>101,208</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>101,208</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>101,208</td></tr> </table>	電話加入権	735千円	投資有価証券評価損	164	未払事業税	12,733	その他未払税金	7,367	未払金	53,911	その他有価証券評価差額金	26,197	その他	97	繰延税金資産小計	101,208	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	101,208	-	-	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	101,208
電話加入権	714千円																																																		
投資有価証券評価損	12,489																																																		
未払事業税	6,662																																																		
その他未払税金	6,300																																																		
未払金	29,896																																																		
その他	195																																																		
繰延税金資産小計	56,258																																																		
評価性引当額	—																																																		
繰延税金資産合計	56,258																																																		
その他有価証券評価差額金	8,269																																																		
繰延税金負債合計	8,269																																																		
繰延税金資産の純額	47,988																																																		
電話加入権	735千円																																																		
投資有価証券評価損	164																																																		
未払事業税	12,733																																																		
その他未払税金	7,367																																																		
未払金	53,911																																																		
その他有価証券評価差額金	26,197																																																		
その他	97																																																		
繰延税金資産小計	101,208																																																		
評価性引当額	—																																																		
繰延税金資産合計	101,208																																																		
-	-																																																		
繰延税金負債合計	-																																																		
繰延税金資産の純額	101,208																																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。																																																		

（収益認識関係）**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）**1. 製品及びサービスごとの情報**

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報 サービス 事業子会社の 持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1、2)	貸付金の 回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の 受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社 短期貸付 金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ウェルズアド バイザー株式 会社	東京都港区	30	金融情報 サービス 事業、 投資助言業	—	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受 入 データ購入等 (注1)	貸付金の 回収	600,000	-	-
							貸付利息の 受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注 2)	販売委託支 払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス 事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息の 受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付 金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報酬	597,599	未払金	328,679

（注1）経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注2）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託 (注)	販売委託支 払手数料	1,461,607	未払金	316,838

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	790円85銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	13,195百万円	
	SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
	株式会社三井住友銀行	1,771,093百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
投資顧問会社	エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

(4) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

(4) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
 - ⑥ 「J Series Fund（ジェイ・シリーズ・ファンド）」のロゴ・マークや図案など
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- （６）目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- （7）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用場合があります。
- （8）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

田 嶋 照 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

郷 右 近 隆 也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石 倉 毅 典

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：jrevive＜DC年金＞の2024年4月11日から2025年4月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜DC年金＞愛称：jrevive＜DC年金＞の2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。